

見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月27日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第17号

見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年見附市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「58,600円」を「61,600円」に、「29,300円」を「61,600円」に、「24,100円」を「61,600円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。